

令和6年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名：

鷹番小学校内学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

①各施設単位で、運営の内容について確認します。

②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。

③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。

④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。

例えば「○：できている（評価の着眼点の事項が全てできている）」「△：一部できている（評価の着眼点の事項が一部できている）」「×：できていない（評価の着眼点の事項がほとんどできていない）」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない（評価の対象に当てはまらない）」を選択してください。

⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由（なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など）をコメント欄に必ず記入してください（100字以内）。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童クラブ運営指針の趣旨を理解し、育成に取り組んでいる。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の役割を理解している。	○	放課後児童健全育成事業の役割を理解し、育成に取り組んでいる。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもが安心して過ごせる生活の場を整え、発達段階に応じた育成をするように努めている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	日々のお迎えや定期的な個人面談の際に保護者と子どもたちのことを共有している。学校とは、密に連携を取り、子どもたちの様子を共有している。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	研修等で自己研鑽に励みながら、必要な知識及び技能を持って育成支援に当たるよう努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	子ども一人ひとりの人権に配慮し、のびのびと過ごせる環境づくりに努めつつ職員も研修等で自己研鑽を図っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	社会的信頼を得られるよう、勤務時の言動について職員同士で注意し合える環境を作るよう励んでいる。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	苦情対応として、自治体・運営主体と連携を取り迅速な対応を行えるよう体制を整えている。要望や苦情があった際には、職員間で情報共有を密に行い事業内容の向上に活かす。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	子どもや保護者を取り巻くさまざまな事例があった際は、職員間で意見交換を行い育成力の向上に努めている。
	(2)研修等	○	職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○	令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、ホームページでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもたち一人ひとりの発達段階や特徴を捉え、主体的に行動できるよう支援している。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	「明日も来たい」と思える施設づくりを行うことで保護者が安心して就労できるように努めている。子どもたちの発達段階に応じて、一人ひとりにあった育成を行っている。
	(2)育成支援の留意点	○	子どもたちの主体性を尊重し、安心安全な環境を提供するとともに保護者と連携し育成支援を行う。おやつや緊急時の際に適切な行動をとれるように、日々職員間で情報・意見交換を行い育成に当たっている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	障害のある児童が入所する際は、保護者と密な連携、面談を行い支援に当たっている。また、他児との関わり、生活の中で成長できるように一人ひとりにあった支援を行っている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	事例検討を行い、育成支援の幅を広げるとともに専門機関と連携を取り障害のある子どもの特性に合わせた支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。
	(2)保護者からの相談への対応	○	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1) 育成支援に含まれる職務内容	○ 育成支援に係る職務を実施している。	○	育成支援に見通しが持てるように、目標や計画を作成している。また、保護者会等で子どもたちの様子や育成支援を定期的に伝えるよう努めている。
		(2) 運営に関わる業務	○ 運営に関わる業務を実施している。	○	日々の運営に関わる業務を滞りなく行っている。
13	学校との連携	(1) 学校との連携	○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	日々の子どもたちの様子や状況を密に連携し、情報交換を行っている。また、学校と連携を行い、活動場所の確保を行っている。
		(2) 学校との連携におけるプライバシーの保護	○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	窓口の一本化を図り、共有内容に関して情報漏洩をしないように業務に当たっている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	定期的な保育園交流を行い、連携や情報共有を行いやすい関係づくりを図っている。
15	地域、関係機関との連携		○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	PTAと連携を取り、安全マップの作成や地域行事に参加するなどの連携を図っている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校と連携を取り、活動場所の確認を毎日行っている。また、参加する児童が過ごしやすいうように常に環境整備に努めている。
		(2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分		チェック項目		結果	コ メ ン ト
17	衛生管理及び安全対策	(1) 衛生管理	○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	おやつ前や外遊びから戻って来た際には、手洗いをするように声掛けを行っている。さらに玩具消毒を毎週末行っている。
		(2) 事故やケガの防止と対応	○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	コーナードの装着等のハード面の環境整備やMTGの際にヒヤリハットを職員間で共有を行い、事故防止に努めている。さらに、万が一事故やケガを起きた際に対応できるように研修を行っている。
		(3) 防災及び防犯対策	○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	毎月、避難訓練を実施し緊急時の対応に備えている。不審者対応については、学校と合言葉と同様に連携する体制を整えている。
		(4) 来所及び帰宅時の安全確保	○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	PTA主催の安全マップ作りに参加し、来所及び帰宅時の子どもたちの安全を確保している。さらに、帰宅経路の変更があった際には保護者からも共有を行い、安全に帰宅できるように努めている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分		チェック項目		結果	コ メ ン ト
18	施設及び設備	(1) 施設	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	子どもたちが過ごしやすいう環境整備に努め、のびのびと過ごせるように校庭等を活用し、遊びの幅を広げている。
		(2) 設備、備品等	○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	子どもたちが充実した時間を過ごせるように、玩具や図書等の準備を行っている。
19	職員体制	(1) 職員配置	○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	支援単位の2人以上に加え、加配により4人から6人、職員を配置している。
		(2) 育成支援の実施	○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位ごとに育成支援を適正に行っている。
		(3) 放課後児童支援員の雇用形態	○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4) 勤務時間	○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○ 適切な子ども数等の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日		○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は8:00～19:00とし、開所日は年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		○ 利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1) 運営主体の要件	○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2) 運営上の留意事項	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	毎日の衛生チェック表の記入、全職員の健康診断を実施し、職員の健康管理を行っている。過度な労働にならないように、シフト管理を行っている。
25	適正な会計管理及び情報公開	(1) 会計管理	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任を果たすよう努めている。